



福島労基発 0815 第 3 号
令和 4 年 8 月 15 日

福島県中小企業団体中央会長 殿

福島労働局労働基準部長



トラック運転手の長時間労働改善特別相談センターの設置について

日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業における長時間労働については、皆様の御協力をいただきながら、是正に向けた取組を行ってきたところですが、トラック運転者の長時間労働の背景には、荷主都合による荷待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者の努力のみでは改善することが困難な状況にあることから、運送事業者による労務管理改善のみならず、荷主との取引環境の改善も併せて行う必要があります。

また、自動車運転者の拘束時間の上限等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、過労死等の防止の観点から、現在見直しに向けた検討が進められており、労働基準法第 36 条による時間外労働の上限規制（年 960 時間）とともに、令和 6 年 4 月から適用される予定であることから、トラック運転者の長時間労働改善のための取組を一層強力に推進する必要があります。

つきましては、厚生労働本省委託事業「令和 4 年度自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」において、下記のとおり、トラック運送事業者や荷主の皆様に向けた相談センターを設置することとしましたので、貴団体の広報誌や Web サイトへの掲載、別添リーフレットの配布等により、傘下会員等の皆様に対して周知していただきますようお願いいたします。

また、トラック運転者の長時間労働改善に向けた情報を発信するポータルサイトも開設しておりますので、こちらも併せて周知いただきますようお願いいたします。

記

1 トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000968515.pdf>



2 トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

URL : <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



【担当】福島労働局労働基準部監督課
TEL:024-536-4602